

# 平成 31 年度 東京都水防計画の主な改定点

## 1 平成 31 年度水防上注意を要する箇所

都が管理する一級・二級河川における水防上注意を要する箇所を現場精査のうえ、下表のとおり改定する。

種別	基準	H30 (箇所)	H31 (箇所)	増減 (H31－H30)
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所	70	70	0
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所	5	5	0
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所	21	15	△ 6
りっ 陸 閘	陸閘（堤防や護岸を連続させられない場合に設けた開閉式の門扉）が設置されている箇所	23	23	0
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所	132	138	6
合計		251	251	0

【改定箇所】

資料編 4

資料 4.1 水防上注意を要する箇所（都管理河川）

## 2 水位周知河川（谷沢川、丸子川、呑川）の新規指定

- ・ 「氾濫危険水位」に達した場合に、東京都（河川管理者）が単独で「氾濫危険情報」を発表。
- ・ 洪水時の自主避難、関係区市による水防活動や避難情報発表等の判断に活用。
- ・ 年度内に運用開始。

【改定箇所】

第 4 章 水防活動

4.6.4 水位周知河川（都管理・県管理）

## 3 神奈川県管理河川（真光寺川）の水位周知河川及び水防警報河川の指定に伴う対応

- ・ 神奈川県管理の真光寺川（矢崎橋）について、新たに水位周知河川及び水防警報河川に指定されることを受け、伝達系統等の修正を行い、年度内に運用開始。
- ・ 基準水位に達した場合に、神奈川県が発表する「水防警報」や「氾濫警戒情報」、「氾濫危険情報」の情報を都内の水防管理団体等の関係者へ提供。

【改定箇所】

第 4 章 水防活動

4.6.4 水位周知河川（都管理・県管理）

4.6.6 水防警報河川（都管理・県管理）